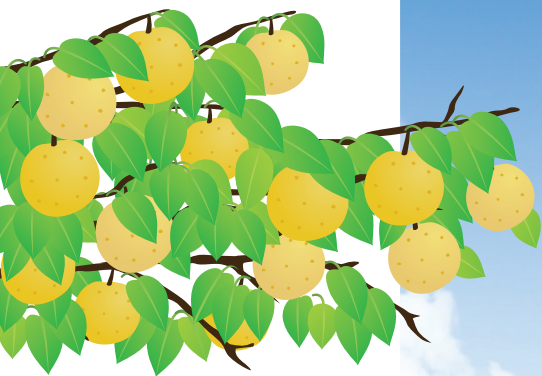


第五次稲城市 長期総合計画

緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城

- みんなでつくる 笑顔と未来 -

 稲城市



「みんなで作る 笑顔と未来」へ

稲城のまちは、明治22年（1889年）に6ヵ村が合併して稲城村が誕生してから平成31年で130周年を迎え、令和3年11月には町から市となって50周年という節目の年を迎えることとなります。

これまで稲城市では、四次にわたる長期総合計画に基づき、豊かな自然環境を活かしながら土地区画整理事業、多摩ニュータウン開発等の都市基盤整備に取り組むとともに、新たな市民ニーズを捉え、計画外の事業にも柔軟に対応することで市民サービスの向上を図ってきました。我が国の総人口が平成20年をピークに減少し続ける中であっても、稲城市の人口が増加すると見込まれているのは、こうした取り組みの成果であり、安心・安全で住みやすいまち、主婦が選んだ幸せに暮らせるまち等の評価をいただいています。



長期総合計画の基本的な理念にあたる基本構想については、地方自治法により市議会の議決を経て策定することが義務付けられていました。平成23年の地方自治法改正によりその義務はなくなりましたが、稲城市長期総合計画条例を制定することで、長期総合計画の策定について明確に位置付け、基本構想の議決や策定への市民参加についても定められました。

第五次稲城市長期総合計画の策定にあたっては、非常に多くの市民の皆様にご参加いただきました。市民公募で設置した「2030年の稲城を描く市民会議」をはじめ、市内全10地区での地区別懇談会、13のグループ等との団体別懇談会、無作為抽出で実施の市民意識調査、2030年に向けた提案の募集のほか、計画策定の進捗に合わせて、基本構想案や基本計画案への市民意見公募も実施しました。

「2030年の稲城を描く市民会議」では、小・中学生を対象に「みんなの稲城2030年アンケート」を実施し、4,000人を超える児童・生徒の意見も踏まえ、大変熱のこもった議論がなされました。このまちの目指すべき方向として「市民の力が活躍するまち」「コミュニティが活きるまち」「ほどよく田舎ほどよく都会なまち」という3つの大きな柱にまとめ、その根底には人がいて「シビックプライド」がある、そうしたすばらしい提言をいただきました。

条例の規定により設置した稲城市長期総合計画審議会では、市民公募の委員や各分野の専門的識見を有する委員が、「2030年の稲城を描く市民会議」の提言も踏まえ、多面的な視点から基本構想案を審議し、その結果を答申していただきました。

こうして第五次稲城市長期総合計画では、第一次の長期総合計画から変わらずに将来都市像として掲げてきた「緑に囲まれ友愛に満ちた市民のまち 稲城」を継承しつつ、2030年代を見据えて「みんなで作る 笑顔と未来」を加えました。これを実現するために5つのまちづくりの基本目標を定め、特に必要な基本的視点として「市民の力が活きるまち」「SDGs（持続可能な開発目標）」「中間点としての2030年」の3つを挙げています。

今後は、自らが住むこのまちに関わりこのまちを良くしていこうという思い、この「シビックプライド」を持って活動する市民の皆様が活きているまち、市民が世代交代しながら定住できるほどよく田舎ほどよく都会なまちを目指して、持続可能なまちづくりを進めるべく、市民の総力で創り上げた第五次稲城市長期総合計画を推進してまいります。

結びに、「2030年の稲城を描く市民会議」の参加者の皆様、地区別・団体別懇談会に参加してくださった皆様、アンケートへの回答を含め様々なご意見を寄せてくださった児童・生徒や市民の皆様、稲城市長期総合計画審議会委員、稲城市議会並びに多くの本計画策定に関わってくださった皆様のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

令和3年3月 稲城市長 **高橋 勝浩**

稲城市民憲章

（昭和五十六年十一月一日 制定）

縄文の昔から緑豊かな多摩の横山と多摩川の清流にはぐくまれた私たちのまち稲城。私たちは、このまちに住み、このまちを愛し、いつまでも平和で友愛に満ちた心のふるさと、稲城市を作るために、市民憲章を定めました。市民ひとりひとりがこの憲章を心の道しるべとして、より豊かなまちとなるよう協力しましょう。

- 一、太陽と緑をたいせつにし、土の香りのあるまちを作りましょう。
- 一、市民としての自覚をもち、助け合って住みよいまちを作りましょう。
- 一、年よりや子どもをいたわり、若い力を育てるまちをつくりましょう。
- 一、心身ともに健やかに笑顔で働けるまちをつくりましょう。
- 一、伝統を尊び、文化を高め、未来に展望がもてるまちをつくりましょう。

稲城市平和都市宣言

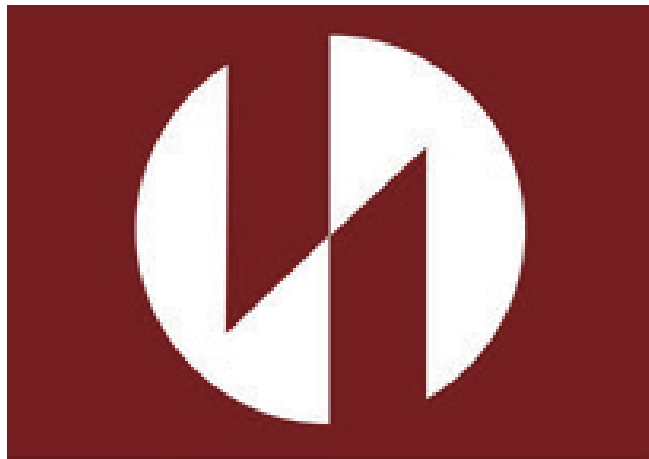
（平成三年三月七日 制定）

かけがえのない、この美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人々の心は共通のものであります。

現行憲法に貫かれた平和の精神をもとに、非核三原則を遵守し、世界の人々と手を携えて、人類永遠の平和を築くことが私たちの責務です。

市民憲章の心を基本理念として、私たちは真の平和と幸せを望み、このまちに住み、このまちを愛し、いつまでも平和で友愛に満ちた心のふるさと稲城をつくるために努力しています。

ここに稲城市制定二十周年の年を迎え、平和への誓いを新たに決意し、稲城市が平和都市であることを宣言します。



稲城市章

(昭和 42 年 10 月 14 日制定)
いなぎの「い」を図案化したもので、円満な市政と、将来に向かって限らない発展を象徴しています。

市の木 イチョウ

(昭和 48 年 11 月 1 日制定)
苗木も入手しやすく植栽も簡単です。公害に強く、街路樹に適しており、品位もあることから市の木に選定されました。



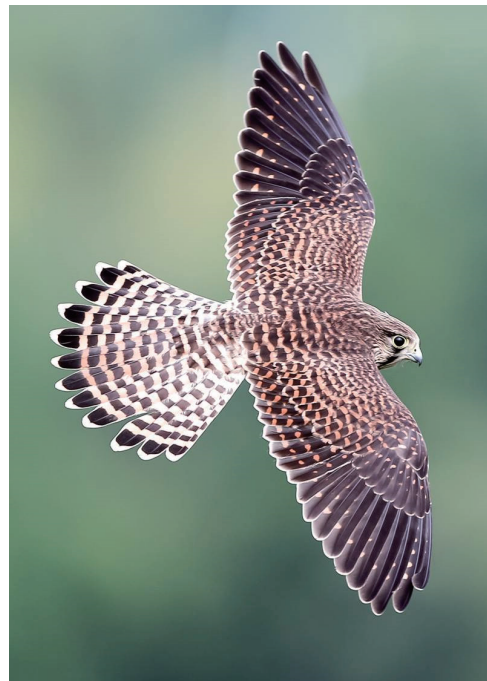
市の花 梨

(昭和 48 年 11 月 1 日制定)
梨は、江戸時代・元禄期から栽培され始めたといわれており、現在も稲城市の特産物となっています。春には白い花が咲きます。



市の鳥 チョウゲンボウ

(平成 28 年 11 月 1 日制定)
チョウゲンボウは、市街地でも見られる、ハトほどの大きさのハヤブサの仲間です。自然が多い稲城市の生態系の豊かさを示すシンボリックな鳥です。



ロゴタイプ

(平成 29 年 11 月 1 日制定)
市制施行 45 周年記念事業の一環で、漢字表記「稲城市」と英語表記「INAGI CITY」のロゴタイプ（文字デザイン）を制定しました。



稲城市イメージキャラクター 稲城なしのすけ

(平成 23 年 10 月 13 日誕生)
市制施行 40 周年を記念して、メカニックデザイナーの大河原邦男氏とマルチクリエイターの井上ジェット氏により、稲城市イメージキャラクターが作成されました。

CI シンボルマーク・ロゴ

(平成 8 年 7 月 19 日制定)
稲城市の CI 活動推進のシンボルマーク。稲城の「i」を形象化し、楕円は梨に代表される豊かな実りを、曲線は稲城の自然を、全体で未来に向かって発展する力を表現しています。



稲城市制施行 50 周年記念 記念ロゴマーク

(令和 2 年 12 月)
市制施行 50 周年を記念したロゴマーク。50 の「0」の中に、市の形と特産品の梨を配置し、「緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち」にふさわしく、全体を緑でまとめ、笑顔を盛り込んでいます。

第五次稻城市長期総合計画



目次

第1編 総論	1	1 義務教育の内容の充実	50
1 計画について	3	2 教育環境の充実	52
(1) 計画の根拠及び位置付け	3	第3節 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興	54
(2) 計画の名称	3	1 生涯学習の推進	54
(3) 計画の構成及び期間	3	2 歴史・文化・芸術の振興	56
2 時代の潮流	4	《コラム》市民の力が生きるまちを目指して ～黒板アート	58
(1) 人口減少と少子高齢化	4	第2章 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城	61
(2) インフラ等の老朽化	4	第1節 健やかな暮らしと医療の充実	64
(3) 大規模災害等発生の可能性	4	1 健康づくりの推進	64
(4) Society5.0 の実現	5	2 地域医療体制の充実	66
(5) 共助社会の拡大	5	3 市立病院の充実	68
3 新たな長期総合計画策定に向けて	6	第2節 安心して暮らせる地域福祉	70
第2編 基本構想	7	1 地域福祉の展開	70
1 基本構想の趣旨	8	2 高齢者福祉の充実	72
2 将来都市像	8	3 障害者（児）福祉の充実	74
3 目標年次	9	4 生活の安定と自立への支援の充実	76
4 想定人口	9	第3節 公的医療保険と年金制度の推進	78
5 基本的な視点	10	《コラム》市民の力が生きるまちを目指して ～高齢者等食事サービス	80
6 ほどよく田舎 ほどよく都会なまち	12	第3章 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城	83
7 まちづくりの基本目標	14	第1節 地域循環共生圏形成の推進	86
8 施策の大綱	15	1 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進	86
I 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城	15	2 循環型社会づくり	88
II 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城	18	3 良好な生活環境の保持・増進	90
III 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城	20	4 生物多様性の保全	92
IV 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城	24	第2節 豊かな水と緑のあるまちづくり	94
V 市民・行政～みんなでつくる 持続可能な市民のまち 稲城	28	1 自然環境の保全と緑の創出	94
第3編 基本計画	31	2 水と緑・公園の魅力の向上	96
第1部 基本計画 総論	32	第3節 活力あふれるまちづくりと魅力の発信	98
1 基本計画の趣旨	32	1 持続可能な都市農業の振興	98
2 計画の期間	32	2 商工業の活性化	100
3 人口推計	33	3 スポーツ・レクリエーション活動の振興	102
4 財政推計	34	4 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進	104
第2部 基本計画 各論	36	《コラム》市民の力が生きるまちを目指して ～カレースタンプラリー	106
第1章 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城	41	第4章 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城	109
第1節 育ち育てる力の充実	44	第1節 安心して暮らせるまちづくり	114
1 育ち育てる環境の充実	44	1 計画的で適切な土地利用の推進	114
2 育ち育てる相談・支援体制の充実	46	2 市街地の整備	116
3 青少年の健全育成	48	3 市街地の再生	118
第2節 生きぬく力の育成	50	第2節 便利で快適な生活環境の整備	120
		1 道路環境の向上	120

2 交通環境（モビリティ）の向上	122
3 衛生環境の向上	124
4 総合的な水害対策の推進	126
第3節 安全で安心な暮らしを守る対策	128
1 消防体制の充実	128
2 救急医療体制の充実	130
3 地域防災活動の推進	132
4 防犯活動の推進	134
5 安全で安心な消費生活の推進	136
《コラム》市民の力が活きるまちを目指して ～稲城市女性防火クラブ	138
第5章 市民・行政～みんなでつくる 持続可能な市民のまち 稲城	141
第1節 互いに尊重し合う意識の醸成	144
第2節 コミュニティの充実と交流の推進	146
1 コミュニティの育成支援	146
2 都市間交流・多文化交流の推進	148
第3節 市民が参加するまちづくり	150
1 市民と行政の情報の共有	150
2 市民協働の推進	152
第4節 持続可能な自治体経営	154
1 健全な行財政運営	154
2 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置	156
3 情報システムを活用した行政サービスの向上	158
《コラム》市民の力が活きるまちを目指して ～稲城お弁当プロジェクト	160
資料編	161

第1編 総論



総論

基本構想

基本計画

1 子育て・教育・文化

2 保健・医療・福祉

3 環境・経済・観光

4 都市基盤整備・
消防・防犯

5 市民・行政

資料編

1 計画について

(1) 計画の根拠及び位置付け

本計画は、稲城市長期総合計画条例（平成30年稲城市条例第14号）第3条第1項を根拠とします。また、同条例第4条第1項に「市の最上位計画とする」と規定されています。

(2) 計画の名称

この計画の名称は、「第五次稲城市長期総合計画」とします。

(3) 計画の構成及び期間

長期総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造とします。

① 基本構想

基本構想の期間は、2030年代初頭までの概ね10年間とします。

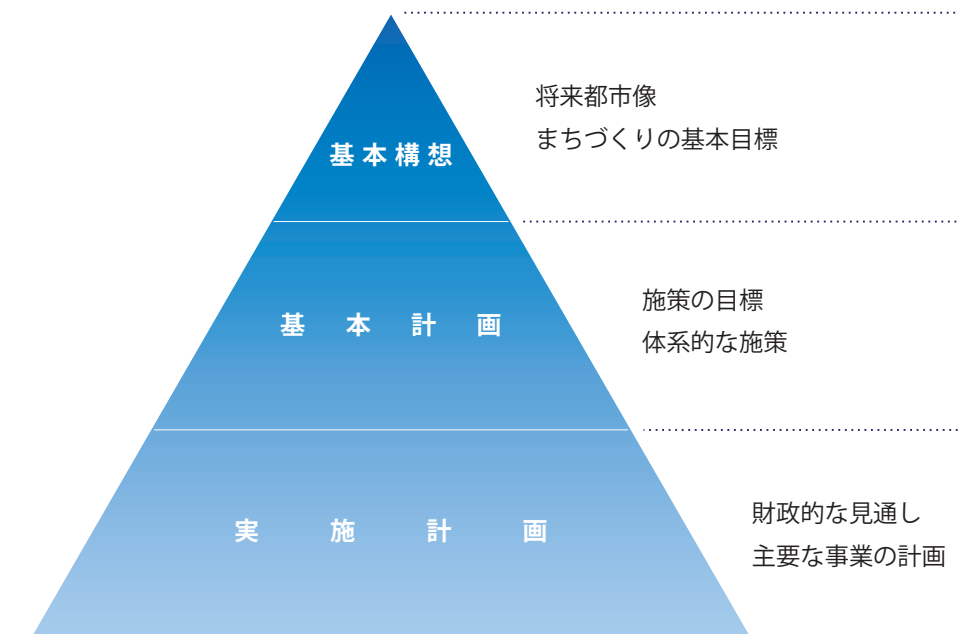
② 基本計画

基本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

③ 実施計画

実施計画は、前期と後期に分けて策定し、前期実施計画期間を令和3（2021）年度からの5年間、後期実施計画期間を令和8（2026）年度からの5年間とします。

【第五次稲城市長期総合計画の構成】



2 時代の潮流

わが国は、令和 22（2040）年頃に向けて、少子化による急速な人口減少と高齢化という、未曾有の危機に直面しています。

人口減少が進み、わが国を取り巻く環境に不確実性が増す中で、持続可能な形で安定して住民サービスを提供し続けるためには、稲城市においても時代の潮流を踏まえ、生じる課題に適切に対応していく必要があります。また、将来、発生しうる大規模災害や、未知の危機等への対応も不可欠です。

未来へと続いていく稲城市の、途上としての 2030 年がどのような時代であるかを適切に見通さなければなりません。

(1) 人口減少と少子高齢化

日本の出生数は平成 28（2016）年に 100 万人を割り込み、令和 12（2030）年には 75 万人まで減少することが見込まれています。

令和 12（2030）年には、平成 27（2015）年と比較して、20 代から 30 代の若い世代が約 2 割減少していると見られ、生産年齢人口の減少が加速します。その一方で、75 歳以上の後期高齢者は 4 割の増加となり急激に高齢化が進みます。

人口集中を指摘される東京都においても、令和 7（2025）年をピークに人口減少に転じるといわれている中で、稲城市では、土地地区画整理事業等の都市基盤整備に伴い、子育て世代を中心とした人口増加が続き、少子化・高齢化も比較的ゆるやかに進行すると見込まれます。こうした市の特徴的な人口構造を認識した上で、全国的な人口減少・少子高齢化により生じる生産年齢人口の減少等、市行政に影響を与える世情の変化について注視していく必要があります。

(2) インフラ等の老朽化

全国的に令和 12（2030）年には多くのインフラが築 50 年超となる等、インフラ・公共施設の老朽化が進み、維持管理に莫大なコストがかかると見込まれます。高度経済成長期に人口増加を前提として一斉に整備したインフラ・公共施設は、人口減少下の時代において、その必要性の低下や、当初期待した効果を発揮できなくなる等の可能性も生じてきます。そのため、更新にあたっては、全国的に、サービス供給体制も含めて、人口減少時代に即したものに直視する必要があります。

稲城市においても、インフラ・公共施設の老朽化に伴う維持管理や更新に係る財政負担が課題となっています。人口については全国的な減少傾向とは異なり、稲城市では当分の間、増加が見込まれていますが、インフラの更新等にあたっては、先を見通して検討する必要があります。

(3) 大規模災害等発生の可能性

首都直下地震（M7 クラス）、南海トラフ地震（M8～9 クラス）の発生確率は、30 年以内に 70% 程度で、いずれも被害規模は東日本大震災を上回ることが想定されます。

また、地球温暖化に伴う異常気象により集中豪雨等の発生が増加し、河川の氾濫や土砂災害の危険性も増大すると予想されます。

稲城市において、地震災害で最も被害が大きいと想定されている多摩直下地震（M7.3）では、市内で 1,000 人を超える死傷者、16,000 人を超える避難者、約 2,800 棟の建物被害が発生すると見込まれています。

水害については、市の北側を流れる多摩川、中心部を流れる三沢川、市街地の中に網目状に広がる大丸用水、丘陵地を源とする大丸谷戸川、麻生川と、稲城市は水が豊富な良好な環境である反面、豪雨時における水害の危険性も高くなっています。

あらかじめ想定されるこれらの災害について、適切に備えておかなければなりません。さらに、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症による世界的な脅威等、今後起こりうる未知の危機に対しても、対応しうる体制を整える必要があります。

(4) Society5.0 の実現

第 4 次産業革命*¹、すなわち、IoT・AI等の活用で起こる技術革新を通じて国が目指している Society5.0*²は、それらの技術を産業や社会生活に取り入れることで、経済発展と社会的課題の解決とを両立する社会です。

個々の多様なニーズに対応した、より満足度の高いサービスが提供可能となり、生活の利便性や質も向上すると見込まれています。また、日本の国際競争力を左右し、国内の産業構造・雇用構造に大きな影響を与えることも想定されています。

Society5.0 の実現は、稲城市においても市民生活の基盤となってくるものであり、行政においても、その技術の有効活用を視野に入れながら、時代に適合したサービス向上を図っていく必要があります。

(5) 共助社会の拡大

人口減少・少子高齢化の急速な進行は、全国的に、厳しい財政状況や消費市場の規模縮小による経済活動の停滞、深刻な人手不足、公共交通ネットワークの縮小といった、様々な課題を生み出しています。各地域における課題の多様化・複雑化に、行政だけでは対応が難しくなってくることが予想されます。

こうした中で、副業・兼業の拡大や高齢者の社会参加等を背景に、地域コミュニティや多様な市民活動が広がり、地域を支える担い手となって、助け合い、支え合い、課題解決していく社会が拡大していくと見込まれています。

稲城市では、市民と行政がそれぞれの立場を尊重し、特性を活かしながら連携・協力する協働のまちづくりを進めてきていますが、今後、だれもが様々な形態・方法で、地域において活躍の機会や場所を持てるまちづくりを進める必要があります。

用語解説

*¹ 第 4 次産業革命：第 1 次産業革命（蒸気機関等による工場の機械化）、第 2 次産業革命（電力を用いた大量生産化）、第 3 次産業革命（電子工学や情報技術を用いたオートメーション化）に続く技術革新。IoT や AI、ビッグデータ、ロボットの活用により、①大量生産・画一的サービス提供から個々にカスタマイズされた生産・サービスの提供への移行、②既に存在している資源・資産の効率的な活用、③AI やロボットによる従来人間によって行なわれていた労働の補助・代替といったことが可能となる。

*² Society5.0：超スマート社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上 5 番目の社会。第 4 次産業革命の進展が、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも影響を与え、経済成長や健康長寿社会の形成等につながり、少子高齢化が進む我が国において、人々に豊かさをもたらす、個人がいきいきと暮らせる超スマート社会のこと。

3 新たな長期総合計画策定に向けて

稲城市は、昭和 50（1975）年に「稲城市長期総合計画」を策定して以降、四次にわたる長期総合計画を策定し計画的なまちづくりを進め、住み良さを誇るまちへと発展してきました。第五次計画にあっても、時代の潮流を捉えた長期的かつ総合的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにし、安定的かつ計画的なまちづくりを推進します。

地方自治体を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、この先も厳しい状況が見込まれる中で持続的に発展していくためには、多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、稲城市にふさわしいまちづくりを進めていかなければなりません。

新たな長期総合計画の策定にあたっては、以下の観点をもって整理しています。

(1) 市民の参加

市の 10 年間にわたるまちづくりについて定める長期総合計画には、市民の意見や提案が反映されることが必要です。

このため、子どもから高齢者まで、市内各地区、様々な団体等、市民だれもが計画の策定に参加できるような機会の充実を図りました。

市民の思い描く 2030 年代の稲城市の姿を反映させた長期総合計画となるよう努めています。

(2) 実効性のある計画

長期総合計画に定めた施策を確実に実施していくためには、財源の裏付けが必要となります。

このため、2030 年代の稲城市の姿の実現に向けて、財政フレームと十分な調整を図った上で、実施すべき施策を検討し、実効性のある長期総合計画としています。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）との関連性

持続可能なまちづくりを目指す計画であることを明確にするため、施策の大綱に、2030 年をゴールとする「SDGs（持続可能な開発目標）」の 17 の目標のうち、関連するアイコンを表示しています。

(4) 空間計画としての側面

稲城市がどのようなまちとなるのか、各施策が市域でどのように計画されているのかを分かりやすくするため、それらを地図上に表示することで、長期総合計画に空間計画としての側面を持たせています。

(5) 成果がわかる目標の設定

長期総合計画において、各施策が何を目標としているのかを市民に分かりやすく示し、施策の進捗状況や成果の把握を容易とするため、指標を設定し、その目標数値等を表示しています。